

令和4年9月7日

令和4年9月7日

標茶町議会

議案第55号・議案第56号・議案第57号・

議案第58号審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会記録目次

第 1 号（9月7日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第55号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第56号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	4
議案第57号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	4
議案第58号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算	4
閉会の宣告	12

議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時51分開会

付議事件

議案第55号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

議案第56号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第57号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第58号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（10名）

委員長	松下哲也君	副委員長	長尾式宮君
委員	渡邊定之君	委員	熊谷善行君
〃	鈴木裕美君	〃	深見迪君
〃	本多耕平君	〃	黒沼俊幸君
〃	鴻池智子君	〃	後藤勲君

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤□彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君

建設課長	富原 稔 君
観光商工課長	三船 英之 君
水道課長	油谷 岳人 君
育成牧場長	若松 務 君
病院事務長	伊藤 順司 君
やすらぎ園長	穂刈 武人 君
教 育 長	島田 哲男 君
教委管理課長	常陸 勝敏 君
指導室長	秋山 豊 君
社会教育課長兼	服部 重典 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島 吾朗 君
議事係長	中嶋 禎之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時51分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長には松下委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に松下委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には松下委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

(委員長 松下哲也君委員長席に着く)

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(松下哲也君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(松下哲也君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 副委員長には長尾委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(松下哲也君) ただいま後藤委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第55号ないし議案第58号

○委員長(松下哲也君) 本委員会に付託を受けました議案第55号、議案第56号、議案第57

号、議案第58号を一括議題といたします。

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案55号から議案第57号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第55号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第55号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 13ページのふれあい交流センターの補修工事請負費の内容を伺っておきたいと思います。

○委員長(松下哲也君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたします。

ふれあい交流センター費の補修工事請負費につきましては、7月18日に発生しました3階温水ボイラーの配管の破損により漏水が発生をいたしまして、階下の天井に染みができてしまったことから、当該部分の補修を行うというための経費でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長(松下哲也君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) それで、配管の修理ということも含めて、天井の染みということなのですね。配管の修理ではないのですね。

ちょっと伺いますが、配管のメンテナンスというのはどのようになっておりますか。例えば年に何回するとか、そういうのも伺っておきたいと思います。

○委員長(松下哲也君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたします。

ちょっと私、先ほど発音が悪かったようで、階下の天井の染みですね。3階が漏水しましたので、2階、1階、地下の部分の天井に染みができたという説明をしたつもりでした。大変失礼いたしました。

メンテナンスにつきましては、通常の部分で業者のほうに委託をしまして、定期的に巡回・点検を行っているところでございます。当日も点検を行った後に漏水が発生したというような状況でございます。

○委員長(松下哲也君) ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 同じ13ページですが、非課税世帯生活支援助成金について、少し詳しく説明していただけますか。

○委員長（松下哲也君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

非課税世帯生活支援助成金につきましては、原油価格・物価高騰の影響緩和を行う市町村の取り組みに対する支援として、北海道が令和4年度限りの措置として低所得者の高齢者及び障がい者世帯に対する補助金を創設したことに伴いまして、本町においても補助金を活用し、低所得者世帯に対し支援を行うとすることとしたものであります。北海道の補助対象につきましては、65歳以上の高齢者を含む世帯、障害者手帳が交付されている方を含む世帯というふうにされておりますが、本町におきましては、北海道の補助対象を拡大し、全ての住民税非課税世帯に対し支援を行いたいというものでございます。

内容につきましては、対象世帯に対し世帯当たり1万2,000円を支給するものでありまして、現状、対象世帯を1,000世帯と見込み、1,200万円を予算計上させていただいているところでございます。

財源につきましては、道の高齢者世帯等生活支援事業費補助金を充当いたしまして、残余の部分につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 16ページの一番上ですね。負担金補助及び交付金のチャレンジショップ支援事業補助金1,191万1,000円の件数、何件か教えてください。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

今回は4件分でございます、新規が1件、事業拡大が3件というふうになってございます。

○委員長（松下哲也君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 今の熊谷委員の質問と同じなのですが、もうちょっと詳しく。金額が示されているので、新規と事業拡大の金額を教えてください。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

新規につきましては、対象経費が1,359万1,519円でございます。事業拡大3件合計、合わせまして1億2,992万5,000円となっております。合計で1億4,351万6,519円でございます。

○委員長（松下哲也君） 深見君。

○委員（深見 迪君） について、支援事業補助金の金額を聞きたかったのです。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 失礼いたしました。新規分の補助額が108万7,000円、事業拡大分3件合計で1,082万4,000円となっております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 16ページ、除雪対策費の委託料であります、1,254万円。防雪柵の設置及び取り外しというふうに、つけるところから外すまで委託料になっておりますけれども、この委託者数、さらに委託箇所、できればメーター数がどのくらいあるか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回は、防雪柵の設置費についての補正でございます。当初予算で取り外しの部分については予算がついておりましたので、今回、冬を迎えるに当たって設置の部分について予算を要求させていただいております。

それで、内容ですけれども、町内を2ブロックに分けて、AブロックとBブロックに分けて設置を委託しております。延長ですけれども、吹き払い柵、道路の縁についている固定式の柵ですけれども、延長で4,166メーター、吹きだめ柵、畑の中に仮設で建てさせていただく防雪柵でございますけれども、それが3,291メーターを予定しております。

○委員長（松下哲也君） 本多君。

○委員（本多耕平君） といいますと、説明の摘要で取り外しの分ではないと。あくまでもこの1,254万円については設置ということで理解してよろしいのですか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回の補正については、設置の部分ということでご理解いただいております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税

から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、以上で議案第55号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第56号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、以上で議案第56号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第57号、介護保険事業特別会計補正予算、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 先ほどの説明で令和3年度の決算の結果、剰余金がこれだけ出たということで1,947万6,000円、この内容について少し聞きたいのですけれども、この仕組みというのは、これはこのままいったら来年度に加わるということなのですが、こういう積立金というのは、8期ですから令和3年から5年までですね。1年ごとに積立金が出た場合に、これは積み重なっていくような仕組みになっているのでしょうか。それが1つです。

それから、この積立金の金額ですが、例年と比べてどうなのでしょうかね。多いのでしょうか。少ないのでしょうか。

それから、もう一つは、この積立金というのを新しい保険料の上昇分の抑制に充てるといふ自治体が随分多いと思うのですよ。それは本町ではどうなっていますか。

以上、質問です。

○委員長(松下哲也君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思います。

3点ほどのお尋ねかと思いますが、まず1点目、この積立金が積み重なっていくかということでございますが、こちらの部分につきましては、今回、令和3年度の決算に基づきまして保険料の残余の部分の積み立てさせていただいているところでございます。次年度以降につきましては、保険料と介護給付費のバランスによりまして結果として積み立てになる場合もありますし、取り崩しになるようなこともあろうかと思いますが、先の部分に積

み重なっていくかということ、必ずしもそうではないというふうに思いますが、結果としてそのような形になるということもあり得るというふうに考えております。

2点目の金額が例年と比べどうかというふうなお尋ねですけれども、今年度につきまして1,947万6,000円の積み立てを予定しておりますが、令和3年度が1,916万9,997円、令和2年度が1,553万4,110円、令和元年度で2,408万2,292円というふうになっておりますので、表現が適切かどうかはわかりませんが、ほぼ例年に近いような数字かなというふうに考えております。

それから、3点目のこの基金を使って保険料の上昇を抑制という部分だったのですが、一応その部分につきましては、議員ご指摘いただいたとおり、そのような活用の仕方を考えてまいりたいというふうに思っております。今回の第8期の介護保険料の策定の際も、準備基金のうち740万円ほど取り崩すような計画で、この保険料のほうを設定させていただいているところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 以上で議案第57号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第58号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第7条、重要な資産の取得及び処分まで、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、以上で議案第58号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題4案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 1つだけ、ちょっと町の考え方といいますか、聞いておきたいなと思います。それは、チャレンジショップ支援事業補助金のことであります。

町のこのGOGOチャレンジショップ支援事業補助金を見ますと、途中は抜かしますけれども、法人事業所における代表者の変更、これはいいとしても、親にかわり子または親族が経営者となる場合等、対象外となるものがあるというふうに書かれているのですが、今まで

の中でこれに該当するというものがあつたでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

GOGOチャレンジショップが平成19年からスタートしている事業でございますが、今回の4件を足して合計で今まで42件補助している状況でございます。補助の内容につきましては、交付規則がありますので、それにのっとってやっているという状況でございます。お尋ねの法人において社名または代表者変更で事業するもの、また、親にかわって子または親族が経営者になるものということで、相談の内容につきまして、私、ちょっと過去の部分を含めて全て把握しているわけではございませんが、今年1件そういう相談があつたというふうには聞いている状況でございます。

○委員長（松下哲也君） 深見君。

○委員（深見 迪君） つまり、相談を受けて、こういう、例えば親にかわり子または親族が経営者となる場合は対象外となるものがあるということで、対象外にしたということでしょうかね。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 個人ごとの相談内容ですので詳しい話はちょっとしないほうがいいのかなと思ったりするのですが、今年相談を受けたのは、今やっていないのだけでも親にかわって新しくやりたいのだけでも、ということの相談は1件受けてございます。ただ、それについては、現在、ここに住まわれていないですし、対象にはなりませんということで、お話はさせていただいているところでございます。

○委員長（松下哲也君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私、これは全国状況を見ますと、例えばUターンにしるIターンにしる、酪農だけでなく、一次産業だけでなく、地域の商店とか、あるいは事業主、跡を継ぐ人がいないということで店を閉めてしまうという例も結構あるんですね。標茶もあります。それで、地域経済の活性化のためには、せっきくのこの補助金制度、基幹産業だけでなく、さまざまな業者を含めて継承を進めていくことが必要であると思うのですよ。だから、これはこういうことなので対象外となるよというのは取り払って、むしろさらなる援助をすることが必要ではないかなというふうに思うのです。

それで、これは課長というよりも理事者の方にもお聞きしたいのですけれども、そういう商売を、なりわいを守るためにも、1つでも2つでもこれを取り戻して経済の活性化を進めていくという点では、幾つかの例はほかの町村ではあります。例えば向こう3年間、生活費の一部を支援して頑張ってくれと、そしてこの商店をきちっと標茶の商店にしてほしいなんというところもあるのですけれども、せっきくのこのチャレンジ補助金ですから、これをさらに内容を変えて町内の企業、商売を支援してもらおうという考えはないのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

既存の事業所をできるだけ守る、あるいは残っていただくために事業承継等を促進させるとか、あるいは委員ご指摘のように、UターンとかIターンとかJターンとか、そういったところを招きながら経済の活力を維持していく、その必要性については委員と恐らく意を同じくしているところだというふうに思います。

今、話題になっておりますチャレンジショップ事業の関係なのですが、委員からご指摘いただいた部分なのですが、例えば経営者を変更するだけで補助金がもらえるというようなどころについて排除する、精神的には新たな起業あるいはスケールアップするための店舗、事業所の改修等に投資をされた分、そこについて町として補助金でバックアップしますという精神でありますので、まずその部分のご理解いただきたいと思います。

それから、制度そのものは時限立法で設定されておりますけれども、その精神については柔軟な対応をしていくために必要に応じて変えていく。その必要があるので時限立法にしながら、都度総括しながらよりよい制度にしていくということで作られてきております。そういった制度でありますので、今ご指摘いただきました部分、現行制度で不足がありましたら、趣旨については先ほど申し上げたところ、そこに合致する形で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（松下哲也君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、親にかわり子または親族が経営を継承するというような、こういう場合は対象外となるものがありますというのが僕はよくわからないのです。だから、そういう点では大いにこれを奨励するというか、応援するという町の姿勢も必要なのではないかと思いますので、もうちょっとはっきり言えますか。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、親にかわり親族がという部分、そういった形で事業が承継されて、それに伴って店舗、事業所等の改修が行われる、そういったものについては対象になるということでもあります。その部分、その表記の仕方が、例えば誤解を招くおそれがある、あるいはそのことを読み込んで補助金の該当になるはずだったものが、申請等されずに終わってしまうようなことが仮に懸念されるのであれば、それはこの次の制度改正時期に合わせて条文を変更するのはやぶさかではないと思いますし、基本的には多くはこの制度を活用したいということで、先ほども担当課長からあったように相談を受けて、その相談にお答えする中で、解決策を導いていくというような形でこれまでもやってきておりますし、これからもそんな形にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（松下哲也君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 方向性といいますか、意を同じくするというようなことですので、町長選挙もありますので、これ以上議論しないで、またの機会にまたお話ししたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 討論はないものと認めます。

これより議案第55号から議案第58号まで議題4案一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（松下哲也君） 以上で議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時30分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 松 下 哲 也

